

えると、これに応じて第1号被保険者の基礎年金拠出金算定対象者数が減少し、被保険者1人当たりの基礎年金拠出金額の上昇を招くほか、国民年金制度以外の被用者年金制度の基礎年金拠出金負担割合が大きくなる。

平成10年度から14年度までの国民年金の基礎年金勘定の収支状況をみると、支出面では、毎年、年金受給者数の増加に伴い基礎年金給付費が増加し、また、収入面では、毎年、基礎年金拠出金等収入総額が増加している。1人当たりの基礎年金拠出金額は、高齢化による基礎年金給付費の増加及び基礎年金拠出金算定対象者数の減少に伴い急上昇しており、具体的には、基礎年金拠出金算定対象者数が平成10年度の6,089万人から、14年度には5,814万人と減少した結果、1人当たりの基礎年金拠出金額（月額）は10年度の1万6,988円から、14年度には2万1,450円へと上昇している。なお、このうち国庫負担相当額を除いた保険料相当額（月額）は、平成10年度の1万1,325円から、14年度には1万4,300円へと上昇している。

平成14年度の第1号被保険者の保険料納付率（注4）は実際には62.8%であったが、これを、19年度までの保険料納付率の目標として厚生労働省が設定した80%であったと仮定した場合に、14年度の基礎年金財政にどのような影響があるかを当省（行政評価局）において試算してみたところ、基礎年金拠出金算定対象者数は約310万人増加し、1人当たりの基礎年金拠出金額は約2万400円となり、国庫負担相当額を除いた保険料相当額（月額）は約1万3,600円（前段の1万4,300円に比し約700円の減少）に抑制でき、また、被用者年金制度からの基礎年金拠出金負担総額（国庫負担相当額を除いた保険料相当額総額）も約4,000億円（年額）軽減されるとの結果を得た。

なお、これは保険料納付者数が増加した場合の単年度における年金財政に与える影響をみたものであるが、厚生労働省は、年金財政を長期的にみた場合、保険料納付者数や保険料収入総額の増大という影響だけでなく、将来の年金受給権者数や年金給付総額の増大という影響があることに留意が必要であると説明している。

このように、第1号未加入者及び未納者の増加は、未納者及び未加入者や家族の生活に大きな問題を生じさせるほか、上記の試算結果からみると、保険料未納者の増加は国民年金制度にとどまらず年金制度全体に影響を与える

るものである。このため、第1号未加入者及び未納者の減少を図ることは、極めて重要である。

平成16年の国民年金法（昭和24年法律第141号）の改正により、基礎年金の国庫負担の割合については、現在の3分の1から2分の1へと16年度から21年度までに段階的に引き上げられることになっているが、年金制度の安定的な運営の確保を図るために、今後も年金受給者数の増加が見込まれることから、国民年金原簿に第1号被保険者として登載されていない第1号未加入者及び第1号種別変更未届者の人数を減少させることに加え、国民年金原簿に登載されている第1号被保険者のうちの未納者数の減少を図ることが強く求められる。

(注1) 国民年金の被保険者は、国民年金法第7条第1項において、①日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であって、次の②及び③のいずれにも該当しないもののを「第1号被保険者」（平成14年度末現在2,237万人）と、②厚生年金保険その他の被用者年金各法の被保険者又は組合員若しくは加入者を「第2号被保険者」（同年度末現在3,686万人）と及び③第2号被保険者の被扶養配偶者であって20歳以上60歳未満の者を「第3号被保険者」（同年度末現在1,124万人）というとされている。

(注2) 第1号被保険者になるべき者であって、加入手続きを行っていないため、基礎年金番号を有していない者

(注3) 第2号被保険者又は第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届出を行わなかつたため、国民年金原簿に第1号被保険者として登載されていない者

(注4) すべての第1号被保険者が当該年度分（4月から翌年3月分）の保険料として納付すべき月数（全額免除の免除月数及び学生納付特例を受ける者の納付猶予月数を含まない。）の総合計のうち、被保険者が当該年度中（翌年4月末までに）実際に納付した月数の総合計の割合

2 適用業務の的確な実施

国民年金の被保険者は、項目1の（注1）で述べたとおり、国民年金法第7条第1項第1号から第3号に該当する者とされている。

第1号被保険者は、国民年金法第12条第1項において、資格の取得、喪失及び種別変更並びに氏名及び住所の変更に関する事項を、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に届け出なければならないとされている。

第2号被保険者（共済組合の組合員又は私立学校教職員共済制度の加入者を除く。）は、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条において、資格の取得及び喪失に関する事項を、事業主が社会保険庁長官に届け出なければならないとされている。

第3号被保険者は、国民年金法第12条第5項及び第6項において、資格の取得、喪失及び種別変更に関する事項を、配偶者である第2号被保険者を使用する事業主を経由して、社会保険庁長官に届け出なければならないとされている。

社会保険庁の「平成13年公的年金加入状況等調査」（平成13年10月15日現在）の結果によると、基礎年金番号を有している者であって、国民年金原簿に第1号被保険者として登載されていない者等は約92万2,000人と推計されている。その中には、①第1号種別変更未届者と②第3号被保険者であるにもかかわらず、届出を行わなかったために国民年金原簿に第3号被保険者として登載されていない者等が含まれているが、そのほとんどは①の第1号種別変更未届者と考えられる。

また、基礎年金番号を有していない第1号未加入者は約63万5,000人と推計されている。

年金受給権者の増加による基礎年金給付費総額の増加が避けられない中で、第1号未加入者及び第1号種別変更未届者が国民年金原簿に第1号被保険者として登載されずに保険料の徴収が行われないことは、年金制度の安定的な運営の確保に影響を与えるものとなっていく。

このため、当省が平成16年10月の「年金に関する行政評価・監視結果に基づく第1次勧告－国民年金業務を中心として－」において指摘したように住民基本台帳ネットワークシステムを活用して把握される第1号未加入者

とともに、第1号種別変更未届者の加入手続を早急に行うことが必要となっている。

また、社会保険庁が適用業務（国民年金への新規加入や既に国民年金に加入している者の被保険者種別の変更等に係る業務）を的確に実施することは、国民年金保険料の安定的な収入の基礎となるばかりでなく、年金を受給できる資格を得られない者の発生の防止や年金受給権者に対する確実な年金給付など、国民皆年金の実現を図るために基本的かつ重要な対策の一つとなっている。

今回、53 社会保険事務局等（18 社会保険事務局及びこれら管内の 35 社会保険事務所）及び 219 市町村において、第1号被保険者の適用業務の実施状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

① 「平成 13 年公的年金加入状況等調査」の結果によると、第1号未加入者が加入手続を行わなかった理由として、「制度の仕組みを知らなかつた」（15.9%）、「加入の届出をする必要はないと思ったから」（14.4%）、「うつかり届出を忘れていたから」（7.8%）と制度の仕組みや届出の必要性を知らなかつたこと又は忘れていたことを挙げている者が相当数いる（38.1%）。

また、第1号種別変更未届者に対して、第1号被保険者への種別変更届の提出を勧奨する文書（以下「勧奨状」という。）は、離職した者及びその被扶養配偶者に対し、離職等から 2か月後及び 6か月後の 2回にわたり送付されているが、平成 15 年度において、1回目の勧奨で第1号被保険者への種別変更届を提出する者が半数近く（47.8%）に上ることからも、種別変更届の提出に係る周知が十分ではない状況がうかがえる。なお、平成 15 年度における勧奨状の送付数は、1回目が約 278 万件、2回目が約 145 万件となっている。

このような状況の中で、第2号被保険者及び第3号被保険者の資格を喪失して第1号被保険者となる者に対して自発的な種別変更届の提出を勧奨する方法としては、例えば、被用者の離職時に事業主の協力を得て、届出手続の手引及び届出書を離職者に配布することも一つの有効な手段と

考えられる。

調査した 18 社会保険事務局の中には、届出手続の手引及び届出書を事業主にセットで送付して離職者への配布を依頼することが、自発的な届出提出を促す上で有効であるとしてこれを実施しているものが 1 社会保険事務局みられたことから、他の社会保険事務局においても、このような取組の積極的な実施が望まれる。

- ② 第 1 号被保険者への種別変更届の届出書は、国民年金法第 12 条第 1 項において、市町村長に届け出なければならないとされているが、郵送による届出書の受付を促進することは、被保険者の利便を向上させ、届出の励行を推進する上で効果的と考えられる。

しかし、社会保険庁は、第 1 号被保険者への種別変更届の届出書の郵送による提出を認めているものの、調査した 53 社会保険事務局等（18 社会保険事務局及びこれら管内の 35 社会保険事務所）では、いずれも市町村及び被保険者に対して、郵送による届出書の受付が可能であるということを周知していない。

このため、調査した 219 市町村について郵送による届出書の受付状況をみると、届出書の記載漏れ及び書類の添付漏れがある等を理由として、原則として郵送による届出書を受け付けないとしているものが 108 市町村（49.3%）あり、また、郵送による届出書の受付を可能としている 111 市町村（50.7%）においても、被保険者に郵送による届出書の受付が可能であるということを周知しているのは 3 市町村（2.7%）にすぎないものとなっている。

なお、郵送による届出書を受け付けない理由として挙げている（i）届出書の記載漏れについては、市町村で記載可能であれば補正すること、又記載不可能であれば返戻して再び郵送してもらうこと、（ii）書類の添付漏れについては、書類を郵送するように連絡することにより対応が可能である。

- ③ 前述のとおり、社会保険庁は第 2 号被保険者又は第 3 号被保険者の資格喪失者に対して、第 1 号被保険者への種別変更届の提出を求める勧奨状を被用者の離職等の 2 か月後及び 6 か月後に送付するよう、社会保険事務局

等を指示しているところであるが、第1号被保険者の資格は国民年金法第7条第1項及び第8条の規定に基づき、届出がなくても一定の事実が発生すれば取得されるものであることから、第1号被保険者の資格を取得したにもかかわらず届け出ない者に対しては同庁の職務権限による適用（以下「職権適用」という。）を行うことが可能である。しかし、社会保険庁は、勧奨後の事務の取扱いは各々の社会保険事務局等の方針に任せており、第1号種別変更未届者に対する職権適用の実施までは指示していない。なお、社会保険庁においては、20歳に到達し第1号被保険者となった者で、資格取得の届出を行わない者に対しては、平成7年度から職権適用を行っているところである。

調査した53社会保険事務局等（18社会保険事務局及びこれら管内の35社会保険事務所）における平成15年度の第1号種別変更未届者に対する職権適用の実施状況をみると、18社会保険事務局のうち2社会保険事務局（11.1%）においては、職権適用を実施するよう管内の社会保険事務所に対して指示しているが、残りの16社会保険事務局（88.9%）では、職権適用を実施するよう指示していない。このこともあって、35社会保険事務所のうち職権適用を実施しているのは、社会保険事務局の指示に基づき実施している4社会保険事務所と独自の判断で実施している1社会保険事務所の合計5社会保険事務所（14.3%）となっており、残りの30社会保険事務所（85.7%）では、職権適用を実施していない。

また、上記の職権適用を実施している5社会保険事務所においては、いずれの社会保険事務所も、保険料納付期間が25年以上ないと年金受給資格が得られないことを考慮して、職権適用の対象者をすべての第1号種別変更未届者とするのではなく、35歳未満の者に限定する等、必ずしも国民年金法第7条の規定に基づく国民皆年金の理念に沿って実施していない状況がみられる。

なお、平成15年度に職権適用を実施するよう管内の社会保険事務所に指示していない16社会保険事務局のうち1社会保険事務局では、14年度には管内分を一括して職権適用を実施していたが、社会保険庁から職権適用の実施に当たっての手続が示されていないこともあり、共済組合の資格

取得者等適用対象外の者を職権適用したため苦情を受け、14年11月から職権適用を中断している状況となっている。

一方、勧奨状の効果を把握するため、第1号被保険者となるべき者に対する離職等から2か月後及び6か月後の2回にわたる勧奨状の送付者数並びに離職等から8か月後を経過してもなお種別変更の届出を行っていない者の数を把握できた9社会保険事務局における平成15年度のそれぞれの数をみると、(i) 1回目の勧奨状の送付者数は76万3,215人、(ii) 2回目の勧奨状の送付者数は42万6,653人、(iii) 離職等から8か月後を経過してもなお種別変更の届出を行っていない者の数は、35万3,545人となっていた。

これらからみると、上記(i)と(ii)の人数差33万6,562人（当初の人数の44.1%）が最初の勧奨状の送付による届出効果があった者、(ii)と(iii)の人数差7万3,108人（当初の人数の9.6%）が2回目の勧奨状の送付による届出効果があった者であり、残りの(iii)の人数35万3,545人（当初の人数の46.3%）が2回にわたる勧奨状の送付による効果がなかった者とみなすことができる。

2回にわたり勧奨状を送付しても半数近くの者が第1号被保険者への種別変更届出を行っておらず、また、最初の勧奨状の効果に比べて2回目の勧奨状の効果は著しく低いことから、2回目の勧奨状の送付に替えて、速やかに職権適用を行うことが適当であると認められる。

なお、社会保険庁は、平成17年4月から全国的に第1号種別変更未届者に対する職権適用を実施する予定としているが、16年10月時点において、いまだ職権適用の対象者等が明確とはなっておらず、また、2回にわたる勧奨状の送付後も第1号種別変更未届者に対して戸別訪問勧奨を行うことについても検討中としている。

ちなみに、平成16年度予算では、勧奨状の送付に係る予算額は7億円、勧奨状送付対象者数は641万5,000件、勧奨状1件当たりの送付単価は110円となっている。

したがって、厚生労働省は、第1号被保険者の適用事務の的確な実施を図

る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 第2号被保険者及び第3号被保険者の資格喪失者に対して、事業主の協力を得て、事業主から第1号種別変更届の手引及び届出書を離職する被用者に配布してもらう等、上記の資格喪失者で第1号被保険者になる者が容易にこれらを入手できるよう社会保険事務局等に指示すること。

また、第1号種別変更届出については、郵送でも受付が可能であることを市町村及び被保険者に周知徹底するよう社会保険事務局等に指示すること。

- ② 職権適用の実施については、職権適用に係る全国統一的な手続を定めた上、次の措置を講ずるよう社会保険事務局等に指示すること。

- (i) 職権適用に係る全国統一的な手続に基づき、第1号種別変更未届者に対して勧奨状を送付し、当該勧奨に応じないすべての者に対し、速やかに職権適用を実施すること。

また、職権適用の対象外となる者に対する適用の回避を図るため、職権適用の対象外となる場合には速やかに社会保険事務所に申し出る旨を勧奨状に明記することなどにより、第1号種別変更未届者への周知を図ること。

- (ii) 住民基本台帳ネットワークシステムを活用する等して把握した第1号未加入者に対して勧奨状を送付し、当該勧奨に応じないすべての者に対し、速やかに職権適用を実施すること。

6 厚生労働省における社会保険庁（実施庁）に係る的確な実績評価の実施

実施庁は、中央省庁等改革基本法（平成 10 年法律第 103 号）等に基づき、主として政策の実施機能を担う組織として平成 13 年 1 月の省庁再編時に導入されたものである。社会保険庁は、厚生労働省の実施庁となっている。

中央省庁等改革基本法第 16 条第 6 項第 1 号及び第 2 号において、府省の長は、実施庁の所掌する事務に係る権限を当該実施庁の長に委任し、当該権限委任事務の実施基準等を定め公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表することとされている。

当省は、厚生労働省に対して、平成 16 年 7 月の「実施庁に係る実績評価に関する調査」において、可能な限り具体的かつ定量的な目標の設定に努めること等を通知したところである。

また、当省は、「年金に関する行政評価・監視結果に基づく第 1 次勧告－国民年金業務を中心として－」及びこの第 2 次勧告において、適用業務の的確な実施、保険料徴収業務の的確かつ効果的な実施、被保険者等に対するサービス改善、業務の実施体制等の見直しなどについて、様々な改善点を勧告している。

これらの勧告・通知事項については、社会保険庁において早急に改善に向けて取り組むことが重要である。

一方、厚生労働省においては、当該勧告・通知事項を踏まえ、被保険者の適用、保険料徴収等の事務に関する基本的かつ重要な事項について、社会保険庁が達成すべき目標を設定し、当該目標に対する社会保険庁の実績を毎年度的確に評価し、公表することが求められる。

したがって、厚生労働省は、社会保険庁改革に資する観点から、特に当省が「年金に関する行政評価・監視結果に基づく第 1 次勧告－国民年金業務を中心として－」及びこの第 2 次勧告で指摘した事項を踏まえ、社会保険庁に対して適切な達成すべき目標を設定するとともに、当該目標に対する社会保険庁の実績を毎年度的確に評価し、公表する必要がある。



勧告要旨	回 答	担当課
<p>【第2次勧告】</p> <p>1 適用業務の的確な実施</p> <p>厚生労働省は、第1号被保険者の適用事務の的確な実施を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 第2号被保険者及び第3号被保険者の資格喪失者に対して、事業主の協力を得て、事業主から第1号種別変更届の手続の手引及び届出書を離職する被用者に配布してもらう等、上記の資格喪失者で第1号被保険者になる者が容易にこれらを入手できるよう社会保険事務局等に指示すること。</p> <p>また、第1号種別変更届出については、郵送でも受付が可能であることを市町村及び被保険者に周知徹底するよう社会保険事務局等に指示すること。</p> <p>② 職権適用の実施については、職権適用に係る全国統一的な手続を定めた上、次の措置を講ずるよう社会保険事務局等に指示すること。</p> <p>(i) 職権適用に係る全国統一的な手続に基づき、第1号種別変更未届者に対して勧奨状を送付し、当該勧奨に応じないすべての者に対し、速やかに職権適用を実施すること。</p> <p>また、職権適用の対象外となる者に対する適用の回避を</p>	<p>① 「企業退職者等に対する国民年金の手続の周知等について」(平成16年9月27日付け府保険発第0927001号地方社会保険事務局長あて社会保険庁運営部年金保険課長通知)により、事業主等に第2号被保険者の資格喪失の際、離職に伴って必要となる国民年金の手続を周知してもらうよう要請することについて指示した。</p> <p>また、「第1号種別変更届出の市町村における郵送受付については、「第1号被保険者への種別変更の届書等が郵送された場合の取扱いについて」(平成16年12月20日付け府文発第1220010号地方社会保険事務局長あて社会保険庁運営部年金保険課長通知)により、社会保険事務局管内の市町村に対し、郵送により届出がされた場合でも受付を行うよう徹底してもらうよう要請するとともに、被保険者に対し、郵送による届出が可能であることについて周知することについて指示した。</p> <p>② 転退職により厚生年金から脱退した者であって一定期間国民年金に加入しない者に係る職権適用の実施については、「国民年金第2号又は第3号被保険者から第1号被保険者に移行した者に対する適用促進について」(平成17年4月20日付け府保険発第0420001号地方社会保険事務局長あて社会保険庁運営部年金保険課長通知)により、i) 全国統一的な手続を示した上、職権適用の実施を指示するとともに、ii) 職権適用の対象外となる場合には、職権適用を実施した際に送付する「国民年金第1号被保険者種別</p>	<p>年保課</p> <p>年保課</p>

勧告要旨	回 答	担当課
<p>図るため、職権適用の対象外となる場合には速やかに社会保険事務所に申し出る旨を勧奨状に明記することなどにより、第1号種別変更未届者への周知を図ること。</p> <p>(ii) 住民基本台帳ネットワークシステムを活用する等して把握した第1号未加入者に対して勧奨状を送付し、当該勧奨に応じないすべての者に対し、速やかに職権適用を実施すること。</p>	<p>「変更通知書」に社会保険事務所に申し出る旨を明記することとした。</p> <p>また、20歳到達者以外の第1号未加入者の把握については、現在、住基ネットシステムの活用を含め検討しているところである。</p>	
<h2>2 保険料徴収業務の効果的な実施</h2> <p>(1) 保険料徴収対策の効果確保のための定期的評価と見直し</p> <p>厚生労働省は、実効ある保険料収納対策の充実強化を図る観点から、行動計画の実施結果について、毎年度、後述(2)で示している個別の収納対策ごとの改善及び評価を踏まえた総合的な評価を行い、その評価結果を公表するとともに、その後の行動計画に反映させて、その完全達成を図る必要がある。</p>	<p>平成17年度の行動計画（国民年金保険料納付率80%の達成に向けた行動計画）は、17年4月に年度前半を中心とした第1次計画を策定し、16年度の行動計画の実施結果（17年6月30日公表）及び17年8月までの実施状況を踏まえて、見直しを行っているところである。今後とも、行動計画の完全達成に向けて努めて参りたい。</p>	年保課
<p>(2) 保険料徴収業務の見直し</p> <p>厚生労働省は、保険料徴収業務を効果的に実施する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 保険料の口座振替の勧奨について、引き続き工夫を講じている例を収集・整理し、好取組事例（ベスト・プラクティス）を全国の社会保険事務局等に対し、積極的に情報提供していくこと。特に口座振替実施率の低い社会保険事務局等においては、このような事例も参考にして、口座振替の勧奨を一層推進すること。</p>	<p>① 保険料の口座振替の推進については、「国民年金保険料の口座振替による納付の促進について」（平成16年10月21日付け府保険発第1021001号地方社会保険事務局長あて社会保険庁運営部年金保険課長通知）により、行動計画に定めた収納目標の達成を確実なものとするため、目標を設定し、資格取得時や納付啓励時等における徹底した口座振替の勧奨を開始するよう指示した。</p>	年保課

年金に関する行政評価・監視－国民年金業務を中心として－ の勧告に伴う改善措置状況（回答）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成16年6月～16年12月
- 2 調査対象機関 厚生労働省、市町村

【勧告日及び勧告先】 平成16年10月8日 厚生労働省に対し勧告（第1次）
平成16年12月3日 厚生労働省に対し勧告（第2次）

【回答年月日】 厚生労働省 平成17年10月5日

【行政評価・監視の背景事情等】

- 年金法案の国会審議やマスコミの報道を通じて、社会保険庁の年金業務の問題点が顕在化。特に国民年金の未加入問題や未納問題について、世論の厳しい批判
- 平成16年5月14日の麻生総務大臣の指示を受け、国民年金業務を中心として行政評価・監視に着手

主な勧告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p><第1次勧告></p> <p>1 適用業務等の的確な実施</p> <p>【勧告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住基ネットシステムを活用することにより、 <ul style="list-style-type: none"> ア 第1号未加入者を把握すること。 イ 年金受給権者の現況届を廃止すること。 ウ 年金受給権者及び被保険者の氏名及び住所変更届を廃止することを検討すること。 <p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民年金の被保険者 <ul style="list-style-type: none"> i) 第1号被保険者：日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であって、次のii) 及びiii) のいずれにも該当しないもの ii) 第2号被保険者：厚生年金保険その他の被用者年金各法の被保険者又は組合員若しくは加入者 iii) 第3号被保険者：第2号被保険者の被扶養配偶者であって20歳以上60歳未満のもの ・ 第1号未加入者（第1号被保険者になるべき者であって、加入手続を行っていないため基礎年金番号を有していないもの）は、平成13年10月現在、63.5万人 <ul style="list-style-type: none"> ○ 20歳に到達する者のうち、第1号未加入者の把握については、既に住基ネットシステム（以下「住基ネットシステム」という。）を活用 ○ 年金受給権者の現況届（年1回）、氏名及び住所変更届については、住基ネットシステムを利用できるとされていることから、住基ネットシステムの活用により、その廃止が可能 	<p>→ : 「回答」時に確認した改善措置状況</p> <ul style="list-style-type: none"> →① 住基ネットシステム（以下「住基ネットシステム」という。）を活用した第1号未加入者の把握については、実施に向けて検討中（システム開発に要する経費：平成18年度予算概算要求額2.5億円） →② 住基ネットシステムを活用した年金受給権者の生存確認については、平成18年度中に実施できるよう、16年10月からシステム開発に着手（開発に要する経費：16年度17.1億円、17年度6.6億円、18年度予算概算要求額5.1億円） →③ 年金受給権者及び被保険者の氏名及び住所変更のための住基ネットシステムの活用については、業務面の課題（基礎年金番号で管理している住所情報と住基ネットシステムの住所情報との相違する場合の確認方法等）や費用面を勘案しつつ、検討中

主な勧告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>2 保険料徴収業務の的確かつ効果的な実施</p> <p>【勧告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 厚生労働省（本省）は、保険料納付率の年度別の目標値を設定するとともに、口座振替実施率について、毎年度、目標値を設定すること。 ② 社会保険庁は、納付督励等の実施に当たって、毎年度、それぞれの業務ごとに目標値を設定し、これに基づき、社会保険事務局等の業務管理を行うこと。 <p>（説明）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料徴収業務は、平成 14 年度に市町村から国（社会保険庁）へ移管 ・ 第 1 号被保険者の保険料納付率の推移 平成 9 年度 79.6% → 13 年度 70.9% → 14 年度 62.8% → 15 年度 63.4% ・ 口座振替実施率 平成 15 年度 35.1% <p>○ 厚生労働省は、平成 19 年度までに保険料納付率 80% を社会保険庁の中期目標として設定。しかし、年度別の具体的目標値は未設定</p> <p>○ 每年度、戸別訪問による納付督励等の実施件数などについて具体的目標値を設定し、これにより社会保険事務局等の業務管理を行うことが効果的。しかし、社会保険庁は目標値を未設定</p>	<p>→① 平成 17 年 3 月、「平成 17 年度において社会保険庁が達成すべき目標」において、国民年金保険料納付率の中期目標を達成するための 17 年度の目標値を 69.5% と設定。また、口座振替実施率についても、新たに 37.1% と設定</p>
<p>3 社会保険事務局等の定員配置の見直し</p> <p>【勧告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務量に応じて均衡のとれたものとなるよう、社会保険事務局等の定員配置を見直すことを検討すること。 <p>（説明）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険事務局等の平成 16 年度末定員 社会保険庁 1 万 7,466 人のうち 1 万 6,582 人 (本庁 884 人) <p>○ 職員 1 人当たりの被保険者数、基礎年金受給者数及び事業所数を単純合計して比較すると、総じて都市部を抱える社会保険事務局等が地方の</p>	<p>→② 平成 19 年度に国民年金保険料納付率 80% を達成するため、16 年 10 月、社会保険事務所ごとに「国民年金保険料収納に係る年度別行動計画」を策定</p> <p>平成 16 年度の同行動計画の実施結果については、各社会保険事務局からの報告を基に 17 年 6 月末までに集計、分析を終えたところであり、その結果を、17 年 9 月に策定予定の「17 年度（下半期）の同行動計画」に反映させ、的確な納付督励業務の進捗管理を行う予定</p> <p>→○ 社会保険事務局等の非常勤職員を含む人員配置の見直しについては、平成 17 年 1 月、社会保険事務局・社会保険事務所別の業務量調査結果（平成 16 年 11 月実施）から試算した 1 人当たり平均業務量を算定基準とし、地域間格差を是正し、各社会保険事務局等の業務量に応じた適切な人員配置となるよう、計画的に行うことを予定</p> <p>具体的には、「人員配置見直し計画」は、平成 17 年 7 月 15 日に策定したところであり、17 年度からの 3 か年計画で、各年度の退職（予定）</p>

主な勧告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況														
<p>社会保険事務局等より数値が高く、社会保険事務局間でかなりの格差（最大3.4倍の格差）あり</p> <ul style="list-style-type: none"> 定員1人当たり業務対象数（全国平均）：3,418.6 定員1人当たりの業務対象数が多い事務局 千葉：7,311.9 埼玉：7,295.1 神奈川：5,754.4 茨城：4,835.6 定員1人当たりの業務対象数が少ない事務局 鳥取：2,162.3 高知：2,189.6 島根：2,277.1 福井：2,322.2 <p>＜第2次勧告＞</p> <p>1 適用業務の的確な実施</p> <p>【勧告】</p> <ul style="list-style-type: none"> 職権適用に係る全国統一的な手続を定めた上、第1号被保険者になる者に対して勧奨状を送付し、当該勧奨に応じないすべての者に対し、速やかに職権適用を実施すること。 <p>（説明）</p> <table border="1"> <tr> <td>第1号被保険者 (平成15年度末)</td> <td>2,240万人</td> <td>第1号未加入者 (基礎年金番号なし)</td> <td>第1号種別変更未届者 (基礎年金番号あり)</td> </tr> <tr> <td>国民年金原簿登載</td> <td>63.5万人（推計）</td> <td>92.2万人（推計）</td> <td>のほとんど</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 厚生年金等の被用者年金の加入者（第2号被保険者）及びその被扶養配偶者（第3号被保険者）は、離職等に伴い、国民年金の第1号被保険者への種別変更届が必要。 社会保険庁は、第1号種別変更未届出者に対して、2か月後及び6か月後の2回の通知（勧奨状の送付）を行うよう、社会保険事務局等に指示。 <ul style="list-style-type: none"> 調査9 社会保険事務局の勧奨状の送付結果をみると、2回目は効果が 	第1号被保険者 (平成15年度末)	2,240万人	第1号未加入者 (基礎年金番号なし)	第1号種別変更未届者 (基礎年金番号あり)	国民年金原簿登載	63.5万人（推計）	92.2万人（推計）	のほとんど	<p>者数を踏まえ、新規採用者の配置の調整や人事交流の実施により段階的に行う予定</p> <p>→○ 転退職により厚生年金から脱退した者であって一定期間国民年金に加入しない者に係る職権適用の実施については、「国民年金第2号又は第3号被保険者から第1号被保険者に移行した者に対する適用促進について」（平成17年4月20日付け社会保険庁年金保険課長通知）により、以下の全国統一的な手続を示した上、職権適用の実施を指示</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 実施時期</td> <td>平成17年8月以降（17年4月以降の「勧奨状」送付分から）</td> </tr> <tr> <td>2 職権適用の手順</td> <td> <p>ア 職権予定期：事象発生から6か月経過後に配信される「最終勧奨対象者一覧表」に出力された者（直近の届出済の者を除く。）</p> <p>イ 住所確認：住民基本台帳により住所の確認を実施</p> <p>ウ 適用処理：職権適用者へは、事象発生年月日において第1号被保険者に該当したものとみなし、「国民年金第1号被保険者種別変更通知書」を送付</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	1 実施時期	平成17年8月以降（17年4月以降の「勧奨状」送付分から）	2 職権適用の手順	<p>ア 職権予定期：事象発生から6か月経過後に配信される「最終勧奨対象者一覧表」に出力された者（直近の届出済の者を除く。）</p> <p>イ 住所確認：住民基本台帳により住所の確認を実施</p> <p>ウ 適用処理：職権適用者へは、事象発生年月日において第1号被保険者に該当したものとみなし、「国民年金第1号被保険者種別変更通知書」を送付</p>
第1号被保険者 (平成15年度末)	2,240万人	第1号未加入者 (基礎年金番号なし)	第1号種別変更未届者 (基礎年金番号あり)												
国民年金原簿登載	63.5万人（推計）	92.2万人（推計）	のほとんど												
区分	内 容														
1 実施時期	平成17年8月以降（17年4月以降の「勧奨状」送付分から）														
2 職権適用の手順	<p>ア 職権予定期：事象発生から6か月経過後に配信される「最終勧奨対象者一覧表」に出力された者（直近の届出済の者を除く。）</p> <p>イ 住所確認：住民基本台帳により住所の確認を実施</p> <p>ウ 適用処理：職権適用者へは、事象発生年月日において第1号被保険者に該当したものとみなし、「国民年金第1号被保険者種別変更通知書」を送付</p>														